

【建設部関係】

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

Q おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書の111ページですけれども、8款土木費の中で、道路管理事業ということで152万4,000円上がっています。これ、会計年度任用職員人件費の増ということで説明がありますけれども、この職員は新規採用ということでよろしいですか。

A おはようございます。よろしく申し上げます。

これは新規で合っております。

Q そうすると、採用する目的というか、どんな仕事をしていただく目的か教えてください。

A 3月に伊豆縦貫自動車道の天城峠道路の事業化が決定されました。それから、2月に県道修善寺天城湯ヶ島線の佐野地区が着手前準備制度に選定されたことから、パートですけれども、事業的補助職員として会計年度職員1名をお願いするものでございます。

以上です。

Q そうすると、事務的な仕事なのか、それともある程度専門的な知識を持った人なのか、その辺教えてください。

A 事務的な職員になります。

Q 分かりました。

（委員外議員）なし

（討議、討論、採決）後ほど産業部、総合政策部、総務部所管分と併せて行う。

議案第43号 伊豆市営温泉スタンド条例の廃止について

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 温泉スタンド条例の廃止ということは、随分前から議論されてきたことで、ここで結論を出すわけですけれども、あらかた聞いている人も多いかと思うんですけれども、改めて中伊豆温泉スタンドの時系列的な状況というか、そういうのを示していただけま

すか。

A よろしくお願いたします。

まず、時系列的な話になりますけれども、温泉スタンド自体は合併前、中伊豆町時代に話を聞いたところだと、ふるさと創生1億円の頃、城の分譲地をつくって、その上
がり温泉のほうの掘削を始めたというような話を伺っております。そのときから中
伊豆の特養、それからふれあいプラザ、そしてあと、今ちょっと休止のほうをされてい
ますけれども、六仙の里の奥にあります山手スピチュラル、そちらのほうへ温泉を給湯
していたのと併せて温泉スタンドをつくりまして、そちらを地域の方に御利用のほう
をされたという形で、合併後も運営をしてまいりました。その後ですけれども、令和2
年の11月頃ですけれども、揚湯量が減ったという形の中で、くみ上げることができず、
そのままちょっと休止という形で現在に至っております。

その間ですけれども、御利用になられた方、そちらの利用の仕方としては、専用のコ
インを買っていただきまして、そのコインを投入することによってお湯をくみ上げる
ことができるという形の中で、それぞれ皆さんがお持ちになっておりましたコインの
返却をさせていただきまして、現在までに63名ほどの御利用者からコインの返却を受
けて現在に至って、中止ということスタンド等にも貼り紙をさせていただきまして、
その向きで今処理を進めさせてもらっているという状況になっております。

以上です。

Q 分かりました。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【産業部関係】

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)	【産業部所管科目】
------------------------------	-----------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q よろしくお願いたします。

議案質疑で間野議員より、本会議で質疑をしていただいたんですけれども、ちょっと

確認です。プレミアム商品券の関係で、今回は予約券のようなものを発送して買っていただくということですが、その辺の金額の明細というか、券に幾らかかって、この1億500万円の内訳を教えてください。

A よろしくお願いたします。

1億500万円の内訳なんですけれども、まずプレミアム分といたしまして2万9,000冊掛ける3,000円で8,700万になります。その他郵便料とか、商工会への補助金という形で、その他の事務費が、それ以外が、8,700万以外が事務費という形になります。

以上です。

Q 今回予約券を配るといふのに至った経緯を教えてください。

A 1回目はそれほど混乱はなかったんですけれども、2回目行ったときに、販売していただいた金融機関さんに同じ人が何回も何回も並んでしまっていて、買いたかった方がちょっと購入できなかったという話を踏まえまして、今回はそういう引換券という形にさせていただきました。

以上です。

Q そうすると、過去の検証でということなんですけれども、今回これを行うことによって、どういう感じで見込んでいますか。やはりそれでも行き渡らない部分があるのか、あるいは余ってしまうのか、その辺の制度設計はどのように考えていますか。

A まず引換券のほうなんですけれども、伊豆市民の方に世帯ごと郵送をさせていただくんですけれども、そこで購入されない方もいらっしゃるかもしれません。そこは引換券の期間を1回定めまして、それで、最終的に余りそうという形になりましたら、フリーで販売するという形を考えております。

以上です。

Q これ非常に難しいわけなんですけれども、今回はプレミアム率が100%ですよね。3,000円が6,000円ということで、かなりお得なので、余らないようにぜひPRをしていただきたいなど、商工会含めてですけれども。

以上で質問を終わります。

Q すみません、(前出)委員の続きなんですけれども、余らないようにということで確認できました。具体的な方法なんですけれども、本会議の質疑で、10月末から12月にかけてということで、個々に郵送するということがよろしいのか。具体的にはいつまでに引換券の利用状況を確認して、その後フリーで引換えをできるのは、いつからいつ頃まで

を見込んでいるんですか。

A まず引換券の期間なんですけれども、商工会さんとちょっと協議をしなければならぬと思うんですけれども、あまり長い期間は取る考えはございません。例えば1か月の間で引き換えてくださいとかそういう形で、それで1回目ちょっと忘れてしまったという方もいらっしゃるかもしれませんので、その後も半月ぐらい引換券の期間を設けて、その後フリーという形を考えているんですけれども、その期間については、ちょっと商工会さんと再度細かい詰めをしていきたいと考えております。

以上です。

Q すみません、改めて確認。

これは、1人1枚ですよ、1人1冊というか、その辺はどうでしょうか。

A 引換券のほうは1世帯を考えておりますけれども、1人1冊は行くような形で送るような形を考えております。

以上です。

Q 小さい赤ちゃんからお年寄りまで5人家族であれば、その家庭には5冊分の引換券が郵送されるということで、まだ具体的には、期限は決められていないということですね。大体の期間的なもの、秋なのか、暮れなのかというのは分かりますか。

A まず世帯ごとに発送する、業者さんに委託するんですけれども、それでどのくらいかかるかというのはちょっとまだ協議していないところなので、1か月後に発送できるのかというのはちょっと分からないんですけれども、準備ができ次第早急に発送はしたいと考えております。

それと、あと引換えができる期間が10月1日から2か月間ほど、使用できる期間が2か月間ということを考えておりますので、その発送するのがあまり早過ぎてもなくしちやったりというのがあるのかもしれないんですけれども、その辺はまた商工会さんと相談させていただきたいと思います。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

関連です。1億500万円ですね、このプレミアム。なぜこの金額にしたのか。それで、またプレミアムが100%ですよ、今回は。前は40%、その2つの理由をお願いします。

A こちら国の交付金を使って行う事業といたしまして、その予算ありきという言い方がいいのかは分からないんですけれども、そこから近隣の状況をちょっと調べさせて

いただいて、前回5,000円だったんですけれども、そこをちょっと買いにくいよという意見も多少あったものですから、今回は3,000円でプレミアム入れて6,000円の御使用いただく形をさせていただきました。

プレミアム率100%に決めたということは、ちょっと近隣の状況を見させていただいて、前回の結果も踏まえながら、3,000円の販売で6,000円という形で決定させていただきました。

以上です。

Q プレミアム100%ということ、すごいなと思って。そのちょっと前に函南が出たから、右倣えしたのかなという気がする。それと同時に、この金額を発行することによって、市民の皆さんすごく喜ぶんだと思うんだけど、この金額にやっぱり経済効果というのは一時的だと思うんですね。その辺はどのように見込んでいるのか、お願いします。

A 今回のプレミアム商品券の第1の目的は市民生活の支援という形を考慮しております、それにもう一方の面として事業者支援というところもあるんですけれども、今回プレミアム商品券、一時的なことかと思うんですけれども、その以降も商業振興、どのようなことができるかというのはいろいろ考えていきたいと考えております。

以上です。

Q その引換券なんですけど、それは各世帯に送られるんですけれども、特有の名前が入っているわけじゃないんですね。

A その細かいところは、まだ業者さんと当然詰めていないところなんですけれども、もしかして、この世帯の代表者の方に宛先はそうなって、裏面に何冊という書き方にするのか、ちょっとそこはまた業者さんと打合せをさせていただければと思います。

Q まだこれからということですが、前に1人が何冊も銀行に買いに行ったということ防止するとか、それをないようにしたいということで、引換券を出すということなんですけど、恐らくそうすると、引換券使わないという人がいれば、くださいよということで集めて何万円も引換えしちゃうという人があるかなという、そういう心配がありますので、大変ですけれども、あまり引換券が譲渡されないような形にしたらいかがかなと思うんですが、どうでしょうか。

A 引換券発送するときに注意書きとして、人にくれたりとかそういうことはしないよという注意書きはさせていただくんですけれども、そこでどこまでそれが防げる

かというのはちょっと分からないところがあるんですけども、一応そういうお知らせ、お願いのほうはさせていただきます。

以上です。

Q (前出)委員の今の質疑なんですけれども、確認しようと思えば、本人確認できると思うんですね。世帯主が引換えに行って免許証なりマイナンバーカードとか、そこまで考えているのか、考えていないのかということ。

あと、もう一つなんですけれども、先ほども話ありましたけれども、あくまでも今の物価上昇を踏まえた生活支援、物価高騰対策として捉えていいのかということを確認します。

A まず本人確認なんですけれども、今後販売していただく金融機関さんだったり事業者さんにもお願いして、本人確認をしていただくところのお願いはさせていただこうかと考えております。

あと、今回のプレミアム商品券は、市民生活の支援ということを第1の目的と考えさせていただきます。

以上です。

(委員外議員) あり

(討議、討論、採決) 後ほど建設部、総合政策部、総務部と併せて行う。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について

(補足説明) なし

(質 疑)

A すみません、本会議でも質疑をさせていただいたんですけども、1点、防災複合施設ということで、危機管理課が管理する部分が多分出てくると思うんですけども、このすみ分けをちょっと説明していただけますか。

A 危機管理課で管理するのは基本的に4階の防災の器具とか、非常用食料品、それを管理するところは危機管理課で、あと全体といたしましては、観光商工課で行うという形を考えております。

Q そうすると、例えばアルファ米の期限を調べるだとか、そういうものは危機管理課のほうで行うということよろしいんですか。

A はい、そうなります。

Q あともう一点確認なんですけれども、3階のレストラン部分、ここはエレベーターもついて普段使いができるような形になっているんですけれども、夜間なんかは、そこには人が自由に入れるようにするんですか。そうすると、管理がかなり大変になると思うんですけれども、その確認をお願いします。

A レストラン部分、3階も避難場所となっております、有事の際はそこが避難場所になるんですけれども、そこ設計者の方ともお話しして、どういうふうに管理するのか、有事の際に、どうやったら逃げ込めるのか。普段は開けておくと、やっぱり警備の関係で、開放しておくというのはなかなか難しいんですけれども、有事の際にドアを開けたりとか、そういうシステムがあるみたいで、そういう形で管理をしていこうかと考えております。

Q よろしくをお願いします。

質疑でも、私この松原公園のことだらだらと項目いっぱい書きましたけれども、それほど矛盾点があるということで、項目書かせていただきました。それで、何より滝川部長がうまく答えたんですけれども、公募の期間中に会社を設立、それがまかり通ること自体が僕は物すごく不思議だと思って、何か巨大な忖度をしたんじゃないかと思うんですけれども、それはそれとして、普通で言ったら、僕は民間企業にいたから、そういうことは絶対あり得ない。

だけれども、それで質問させていただきますけれども、せっかくできたんだから、やっぱり繁盛していただければと思うんですよね。土肥地域の皆さんがお互いに、生産者の方も、指定管理になった方も、だけれども、そこにおいて質問しますけれども、審査官が6名いらっしゃる、その中に市の職員が1名いらっしゃる。これは産業部長でよろしいのかな。それで、審査の査定をするのは誰ですか。

A 市の職員は副市長になります。

Q 副市長ならば何となく分かるんですけれども、だけれども、市長がよく言っている、公務員は、営業に関してはプロじゃない、素人だと、日々言っているのに、職員が、副市長なら何となく分かるんですけれども、その方が採点に加わるというのはどうなんでしょうかね。

A それでは、審査会ということなので、審査会委員ということで、私のほうから回答させていただきます。

確かに、日頃市長、当然行政マンよりも民間のほうがということは申し上げておりますけれども、指定管理、公の施設の指定管理者を選定する段階の審査会においては、当然民間のノウハウということで、先日の議案質疑でも私お答えさせていただいており、民間の方を当然入っていただいておりますが、行政手続等、そういったものもありますので、当然そういうものに周知している、熟知している公務員が入っていることは何ら不思議ではないというふうに考えております。基本的には、民間の方を中心に委員は選定をさせていただいております。

以上です。

Q 部長は答えていただいたんですけれども、審査委員会は6人で、たった1人の定数によっても変動があるんですよ。黒塗りと土肥ノベーション。だけれども、やっぱり公務員というのは、一歩下がってアドバイスとか、そういうところの立ち位置だと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

A 審査会のこちらにつきましては、条例で規定を、この指定管理者審査会においては、条例において規定をしており、委員の選任においても、条例の規定に沿って選任をさせていただいております。そのうち、委員は民間の方が主になりますけれども、学識経験を有する者、そのうちから市長が委嘱する。また、2つ目として、職員の内から市長が任命すると。この条例の規定に基づいて委員のほうは選任をしておりますので、我々としては条例規定に沿った委員の選任をしているというふうに考えております。

以上です。

Q 質問の内容を変えさせていただきます。

まず、この2,900万円に沿った形ということで、民間の日本工営都市空間沼津事務所ですね、これがヒアリングして、この金額になったということなんですけれども、それについても、後ろの8ページのところに細かく明細が載っているんですけれども、すごく水産物の売上とか、飲食の提供に関する業務の売上3,200万円だか、その下のその他利便施設の運営に関する業務2,000万、この3番目のその他利便施設の運営に関する業務、これちょっと説明してもらえますか。サービス事業のやつですね。

A こちら収入のその他利便施設の運営に関する業務、こちらは1階部分の軽食の部分になります。

以上です。

Q 1階の軽食ですか。定食じゃないのか。軽食か。軽ということは、重たくない、例えばうんと軽い、知らないんだろうけれども、皆さん、軽食というのは、重たいじゃなく

て、例えばサンドイッチ系だとか、コーヒー関係の付属するものなんだよ。そうすると、土肥の海鮮丼だとか、そういう海鮮ラーメンだとか、土肥に特化した商品もいっぱい開発すると思うんだけど、軽食というと、例えば商品群としてはどういのですか。

A 1階の軽食で販売するものは、テイクアウトできるような地元の果物を使ったようなジュースだとか、スイーツを予定しているようです。それで、食事のほうにつきましては、3階のレストラン部分で販売を行います。

以上です。

Q それなら分かりました。軽食ということと、今言ったところはいいですけども。

それで、もう一つ、この金額になったのは、工営さんがやったということなんだけども、皆さんは、市としてはどの程度タッチしているのか、お願いします。

同時に、これだけの施設をつくって、売上だとか、経費だとか、そういった支出の、そして利幅も書いてありますよね。さらっと計算すれば。こういうものというのは、民間企業なら必ずマーケティングのリサーチをするわけよ。そこにおいて、工営さんほどの程度のリサーチをしたのか、その辺をお願いします。

A まずこの収支計画の計算の市の関与なんですけれども、こちらは日本工営さんと一緒につくりあげたというのか、計算して、話し合いをしながら、この収支計画書のほうはつくらせていただきました。

それで、マーケティングの関係なんですけれども、こちらサウンディングという形で、全体で5社の事業者さん、市内で道の駅を運営している事業者さんだったり、指定管理施設を行っている事業者さん、あと、宿泊等を行っている事業者さん、あと、一部県外で道の駅をやっている事業者さんにサウンディングという形でマーケティングを行わせていただいております。

以上です。

Q くどいようですけども、マーケティングの調査というのは、期間はどのくらいやりましたか。

A 令和3年度に、まず6月に3事業者、そのあと10月にもう3事業者で、1社の重複している事業者がありますので、全体で5社、その2回行わせていただいております。

Q 年に6月と10月というのは、最低春夏秋冬やらなきゃ嘘だよ。

それはいいですけども、それでもう一つ気になったことは、せっかくできたことだから、これ駐車場というのは何台ぐらい確保してあるのか。また、例えば混んだときに、駐車場が駄目で、第2駐車場を確保してあるのか、その辺もお願いします。

A 駐車場のほうは、今ある2か所、道で分かれているんですけども、そこ全体で160台ほどを想定をしております。特にそこがいっぱいになってしまったから第2駐車場、ほかのところに駐車場をというのは、ちょっと今想定はしておりません。

以上です。

Q 最後にしますけれども、ここの施設、ほかの道の駅と違って海があるわね。そして、3階、4階があるわね。そうすると、若いグループだとか、アベックなんていうのは、下手すると2時間、3時間、4時間、半日ぐらいいるよ。そうすると、普通の道の駅の台数とはちょっと、イメージ的にちょっと違うと思う。だから、バスのルートもある程度確保しなきゃいけないと思う。バスのお客さんというのは買物してくれるからね。時間短いけれども。だから、後で第2駐車場をつくるだのばたばたするよりも、今から考えておいたほうがいいと思います。終わります。ありがとうございます。

A 現状ですと、ちょっと第2駐車場というのは工事の中ではないんですけども、指定管理が始まりまして、その状況を見ながら、必要ならちょっと検討させていただきます。

(委員外議員) あり

(委員間討議) あり

(質 疑)

A 大変申し訳ありません。しっかり説明ができなくて大変申し訳なかったんですが、今回の指定管理の募集をさせていただく要綱に、もちろん駐車場の管理業務というところが記載してございます。その内容について御説明させていただきます。

指定管理者は、駐車場の管理を行い、本施設の利用目的以外の駐車や長時間の駐車が行われないよう指導すること。また、駐車場を有料とする場合は、指定管理者が料金收受を行うこと。また、利用状況や現金等の管理を適正に行うこと。特定のシーズンや時間のみ有料とすることを想定するが、通年で有料化する場合は短時間での利用を無料にする等、幅広い利用者への配慮を行うこと。なお、指定管理者の負担において機械式ゲートを設置することを可とするという形で公募の要件とさせていただいております。

先ほど来、御質問がありました地元の人がどういうふうに使うとか、あと、防犯上の扱いとか、そういった部分もいろいろある中で、一応この基準にのっとって今回、提案されたものについて一つ選定をされた。ちなみにもう一つ出しているところについても、ゲートを設置しての料金徴収という形で形式を取っておられたということになっております。

以上です。

Q まず確認です。今の松原公園条例の中で、手元がないものですから、利用料金についてはどのようにうたっているんですか、確認です。

A 条例で利用料金の納付という形で規定されておりまして、そこで、別表……、利用する方はあらかじめ承認を得て利用する。あと、20条で、市長が指定する時期に駐車場を利用する者は、市長の承認を受けなければならない。市長は、前項の時期を指定したときには、これを公表しなければならないと規定されておりまして。

Q そうすると、有料とか無料というのは条例には書かれていない。

A 金額につきましては、条例の中に普通車1回1,200円、あと大型自動車2,400円等、規定はされておりまして。

Q そうすると、この審査会の中で、その要綱を基に、両二者についてはそれを基にプレゼンをしたわけですね。ですから、我々がちょっと、自分たちの頭の中で今までのベースにずっと物事を考えていたんですけれども、そうすると、あくまでも応募した2者については、要綱に基づいて自分たちのものを出したという、そういう判断ですね。

1つ、もう1点確認なんですけれども、先ほどの8ページ、全員協議会の。駐車場代の収入が、利用料金、駐車場500万、これ夏季のみを有料とした場合というのは、これはどういうことなんでしょうか。

A 先ほど部長が申し上げましたとおり、公募をするときの業務水準という中で、今、部長が説明させてもらったんですけれども、その想定といたしまして、夏季のみを有料化した場合、年間で500万円という形で、ここの計上はさせていただいております。

Q そうすると、夏季のみを有料にした場合で指定管理者が応募したわけではなくて、あくまでも指定管理者は要綱、あるいは条例に基づく要綱に沿って出したということですね。分かりました。ありがとうございます。

Q 質問はしたくなかったんですけれども、あえて質問させていただきますけれども、選定事業者の概要の中に業務内容として、動産の賃貸、飲食業の経営、海産物、干物の加工とか菓子製造業とか旅行に関する業務とか、広告代理業、人材派遣って、これ監督官庁の許可とか許認可を要することが入っていますけれども、定款に入っていますけれども、この許可は、要するに選定前の経緯という中で、公募期間、4月4日まで公募したんですけれども、申請が出てきた中には、ここの要するに応募した事業者というの

は、こういった定款に定める内容についての許可とか許認可の中については、これは取得してあるんですか。

A この定款の中の業務内容につきましては、この土肥ノベーションとして、今後やりたい業務を定款のほうに記載している。今後、具体的に実際、旅館業とかやるときには、そのときに許可を取る。だから、現状では許可を取っていないんですけども、この定款につきましては、今後も見据えて、こういう業務をやりたいというのを定款に記載をしていると伺っております。

以上です。

Q そうしますと、審査会の席上でこういったことが判断の材料になったのか、ならなかったのか。この採点の結果の中には、要するに自主事業の計画についてとか、その事業の収支状況についてとかということが載っていますけれども、それとか事業の実施体制についてとかとこの中に入っていますけれども、こういったことが審査会ではどのようなことが議論されて、これは全然、何かその審査会の中の材料としては上がってこなかったのかどうなのか。そうしないと、じゃ定款に定めることの目的が、ただこれを見ただけであって、その審査会は、ただそれだけで判断したのかどうなのかってちょっと疑問が残るんですよね。そこがどうなのでしょう。

A 審査会では指定管理者の候補者の指定というところで、個々のこの業務について許可を取っているかどうかというところの確認はなかったと記憶しております。今回、指定管理者として松原公園を管理する事業者としてふさわしいかどうかの審査をしていただいたと思っております。

以上です。

Q そうしますと、その採点はどういうふうな基準でもって採点したでしょうかね。6ページの中の採点結果の3であるとか6だとか7とかって、そういったところの部分ではどうなのでしょうかね。そここのところに点数をつけたというのは、この業務が要するに必ず実行するという判断の下にしたのか。まだ計画も何もできていない、許認可も取っていない、取れるかどうか分からないところを判断しているわけですよね。ちょっと非常に疑問が残るわけですけども、そこら辺はどうなのでしょうかね。

A 先ほども申し上げましたとおり、今回この松原公園の指定管理者としてそういう実施体制とかそういうところを審査していただいて、こちらの具体的な業務内容の不動産の賃貸とか、そういうところについては指定管理者の審査の中では議論はなかったと思っております。

以上です。

Q 不動産の賃貸とかね、そういったところとか旅行業というのはちょっと本来の業務とは、松原公園の複合施設についてはかけ離れていると思いますけれども、しかしながら、飲食店の経営であるとか菓子の製造業の関係だとかというのは、これも営業許可が必要なんですよね。そういうところが取れるかどうか分からないのに、保健所とかそれはね、そういったところもあるんでしょうけれども、それから人材派遣なんかでいけば厚生労働省の管轄かな。そういったところもあるかと思うんですけども、そういったところは完全に履行する、実際にちゃんとこの業務をやれるということはどこで判断しているんですかね。やりたいというだけで出していて、どういうところで審議会のほうが判断をしたのかちょっと疑問が残るんですけどもね。これは完全に通ってね、許可を取ってれば、これはちゃんと履行できるなという判断をするんですけども、これからとなるとどうなんでしょうかねというのがありますけれどもね。その判断というのはどういたしましたか。

A すみません、営業についてはこれからになりまして、許認可についても今後、保健所とかの届出も必要になってくると思います。今現段階で、応募の段階でそこまではちょっと求められないというところは確かにあろうかと思えます。

運営管理に対する基本的な考え方とかそういった部分につきましては、それぞれやはり一応、基準表みたいなものを作ってありまして、それぞれちゃんと的確に業務ができるか、そこら辺については体制やリスク回避方法でやるとか、そういった部分も含めて一応審査させていただいていますので、そこら辺はちゃんと基準を基に審査員の方は審査されていらっしゃるというふうに考えております。

以上です。

Q 紙の上だけのことで判断をしているということがうんと非常に疑問に残るわけですよ。ちゃんと実績として許認可を受けているということが分かればいいんですけども、それを評価しているということがどうも解せない部分がありますもんで、この質問をさせていただきましたけれども、何も疑問点というのは残らないんですか。

A 全く同じ会社ではないですが、親会社として、先ほど言った土肥温泉旅館組合のほうで恋人岬の運営のほう、ステラハウスの運営とかされていますので、そこら辺は実績として一つありまして、もちろんそういった実績も踏まえて、今回選定のほうもされているんだというふうに考えております。

Q 併せて、運営体制というのがよく分からないんですよね。どの程度の従業員を使って

やるのかということも何も一切見えていない。じゃこれだけの要するに施設の維持管理というものが、どれだけの人数でやるのかということも何も見えていないんですけども、そのこのところ、この中で、我々がもらった資料の中ではそのこのところがないんですよね。それだけでもう審査会は、それを要するに管理に関する考え方であるとか方法論であるとかというものを審査しているわけですよね。組織体制というものを把握しましたか。

A 指定管理の審査の申請書のほうには、人員といたしまして、公園と施設のほうの管理で何人、20人、正規、非正規含めて雇用計画をしておりますとか、その管理運営についての考え方等は、申請資料と審査会の際のプレゼンのほうで説明をしていただいて、そこで判断されたものと思っております。

以上です。

Q 今言われた人員の関係ですね。そういったものを資料で欲しかったです、何も載っていないもんですから、全協の資料なんかには。ですから、どういう体制でやるのかということが要するに分からない中で、管理ですとか運営ですとか、そういった維持管理の計画ということを判断しろといったって、我々はちょっとできない部分がありますもんで、そのこのところをお聞きしましたけれども。そういった部分を本当は資料として添付していただければよかったかなと思います。後先になっちゃったからしょうがないけれどもね。そういったところですね。分かりました。

Q お願いします。

今回の指定管理者の指定ということで、指定管理者となる団体の資質について審査するのが本来の仕事で、今の杉山武司委員の質疑で、本当にそういったことでしっかりと審査してくるべきものだと思いますし、あと、先ほど委員外議員の質疑の中で聞いた駐車場の料金体系について、これ全く、正直、自分も委員でありながら寝耳に水の話で、日常的に料金を有料化するような話に聞こえましたもんで、非常に戸惑ってしまったところがあるんですけども、募集要項の中で従前と変わらない料金体系ということとか、日常的に有料化する場合はというようなことを言われましたけれども、この日常的に有料化するということは、その発案というか、どういう理由からですか。

A 想定といたしまして、夏の時期というのを想定させていただいたんですけども、そこで指定管理者の収益というところもございまして、通年も料金を徴収することはできるという募集要項はさせていただいたんですけども、その条件といたしまして、地

元の利用とか短時間、提案のほうでも2時間は無料にするよとか、そういう提案がありましたので、地元利用、短時間利用には当然配慮してくださいというところで、募集要項のほうは作らせていただいて、それに沿って提案をされたというところになります。

以上です。

Q あくまでも収支の関係から、駐車場からも料金も頂いて、指定管理者の収益を何とかという考えが基本なんですか。ほかの理由はないですか。

A すみません、こちらの料金設定が、もともと海水浴のお客さんを前提に、ほかに松原公園として機能があまり薄い公園だったものですから、駐車場で海水浴の客の方から1,200円、1日1回徴収するというような料金設定でございました。ただ、それが今回、こういう形で複合施設で観光施設として整備するに当たり、そのままでいいのかという議論はもちろんありまして、その中で、まだちょっとそこは詰め切れていなくて大変申し訳ないところではあるんですけども。まずは地元の方は、ふだん使えるところは使えるように、今までどおり使えるようにするというのが基本で、あと、ほかの観光客の皆さんからどのような形で徴収するのか。ただ、条例もありますので、それ以上のところはちょっとまだそこまでは踏み込んではいませんが、条例の以内でできる範囲のことを今想定しているというところになります。

Q それを検討するに当たって、駐車場料金を有料化することによって、収益が上がるのか、それとも駐車場があるがゆえに素通りしてしまうお客が増えるのかということはあると思うんです、当然。その辺の議論はしっかりされましたか。

A 通年有料化するというところで、やはりちょっと立ち寄ってみようかなと思うお客様がそのまま素通りしてしまうというところは想定されておりますので、そこは2時間とかそういう短時間利用のお客様には無料、そういう配慮をしていただくというところの議論で、今回こういう募集要項にさせていただきました。

以上です。

Q もう1回戻っちゃいますけれども、あくまでもそれは市からの要項に盛り込んだ、市からの提案ということで、指定管理者から提案があったわけではないんですね。

A まずは市のほうから、公募するに当たりまして市の考え方をお示しして、それに対して指定管理者から応募で申請で、そういう地元配慮とか短時間配慮をするという提案をいただきました。

以上です。

Q 先ほど来、指定管理者に移行してしまうと、指定管理者の裁量でそういったある程度

の自由度ができるものかということの話がありましたけれども、駐車場料金に関する市の関与というのはどこまでできるものですか。

A まず、駐車料金の上限は普通車で1,200円というところで、上限は定めております。それであと、そういう減額、無料にするというところは、市との協議で、市の承認によって無料にするしないというところになります。

以上です。

Q 心配されるのは、市民の方のふだん使い、そして一般客の気持ちの問題ですよね。歓迎の気持ちを表すなら、ぜひ寄ってくださいますということで、ただし、駐車場は有料ですよという、ちょっとそこは一般的に考えても、何ていうかな、欲が深いというか、そういうふうに捉えられてしまうのが一般的だと思うんですけども、そんなことも配慮した上で、これから、あくまでもこれから、そして、先ほどありましたけれども、市の承認を得なければならない、これは確かなことなんですよ。市が、先ほども出ましたけれども、駐車場料金の細かい、通年徴収であるとかそういうのを決めるには条例改正が必要ということになるわけですね。現段階では、特にそれは決められていなくて、日常的に有料化する場合にはといううたい文句で書かれているということで、徹底しているものは何もないということよろしいですか。

A 今、指定管理者から提案をいただいて、それを基に協議して、そこで条例改正が必要でしたら条例改正、本当にこれから協議をして、駐車料金も含めて協議していくという形になります。

以上です。

Q 指定管理者に自動開閉の機械を設置する方向のようなことを聞いていますけれども、単刀直入に聞きますけれども、夏場だけそれを稼働させて、それ以外のシーズンは開けっ放しにしておくとか、そういうことは考えられませんかでしょうか。

A また指定管理者と協議で、そういうことも考えられるんですけども、午前中ちょっと御説明させていただいた、夜間のそういうごみを捨てたりとか、駐車場に宿泊、勝手に泊まってしまってしまうというお客様に対しての警備的などところで、開けっ放しがいいかどうかというところの議論はちょっとしていく必要があるかなと思っております。

以上です。

Q それじゃ、夜間だけはちゃんと下ろしておくという方法も、そうするとまた手間がか

かるのかどうかお聞きします。

A そちらはゲートの設定のほうになるのかなと思っているんですけども、それがちょっとできるかどうか、ちょっとどういうゲートを入れるのかが今はまだ判明しておりませんので、ここで確定なくお答えができない状況です。

Q すみません、全員協議会で配られた6ページの審議の経過というところで、両者とも指定管理者としての的確であると判断をしたと。つまり黒塗りの会社と土肥ノバージョンは両方ともオーケーだったよ。ただ、その中で採点が土肥ノバージョンのほうが高かったんで選んだという、選定したということですよ。

先ほどの話にちょっと戻りますけれども、あくまでも条例と要項に基づいて、両者とも優良というということで判断して出したということですよ。上限が1,200円ということなんですけれども、たしか松原公園の利用、看板に夕方5時までと書いてありましたよね。あれも条例に基づいて書いてあるんですか。だから、本当は5時以降は停めては駄目ですよということなんですか。

A すみません、ちょっとその看板を今承知していないところなんですけれども、今回、指定管理者を募集するに当たって、公園部分については年中無休の24時間開園という形で募集をさせていただいておりますので、ちょっと5時までの利用なのかどうかというのは、すみません、確認は必要かなと思っているんですけども、今回の指定管理者の募集については24時間開園という形にさせてもらっています。

Q あと、1時間無料なのか2時間無料なのかというので、おそらく複合施設で食事をしても1時間あれば御飯は食べれるなど。お土産を買うのであれば10分から30分ぐらいということで、地元の人であれ、観光事業者であれ、他を利用する部分については全く無料で対応できるようなことを配慮をしてくれたという判断でよろしいんですよ。それが1時間とか2時間というのは、まだここでは、市としては言えないということですか。

A おっしゃるとおり、買物したり食事とかしたりとか、2時間ぐらいかなというのは想定していたんですけども、検討委員会の中でも2時間無料というちょっと話はさせていただいたんですけども、そこで意見として、1時間でいいんじゃないかという御意見もあったんですけども、今、指定管理者の提案のほうでは2時間無料にするという形で、2時間あれば、ちょうど食事大丈夫じゃないかなと思っています。

以上です。

Q 先ほど委員外議員で質問があった、グラウンドゴルフをするのに駐車料を取るのかという意見がありましたけれども、そもそもあそこグラウンドゴルフはもうできないような話になっているような気がするんですけども、要するに中浜とか大藪とか屋形は、今、集学校でやっていますよね。あそこは複合施設ということで、これから観光客でにぎわうところなんで、グラウンドゴルフはそちらで、土肥集学校さんのほうでというような話になっていると聞いたことがあるんですけども、その辺については事実を確認しているでしょうか。

A 現在、集学校のグラウンドでグラウンドゴルフを行っていただいているんですけども、今後も松原公園でグラウンドゴルフは駄目ですというふうにするのかどうかは、現時点では決定はしていないんですけども、指定管理者、お客様が増えるだろうという想定の中で、そこでもし集学校のほうで今後も続けていただけるようなら、利用者の方にはちょっとお願いもする可能性があるかなと思っているんですけども、指定管理者とまた協議をさせていただきます。

Q 最後になります。

桜まつりだとかサマーフェスティバルだとか、そういうので今は伊豆市の土肥支所のほうに占有許可を取って無料で使わせていただいている。これは違法じゃないわけですよね。今後も桜まつりであるとか、花火大会であるときは、今度は、土肥ノベーションさんに申請をして、無料で使うということは、当然、地域に貢献するというので、それは可能なんですよという質問です。

A 指定管理者の指定申請書のほうにも、地域との連携というところも書いてありますし、そういう地域のイベントにも協力していくという、当然そこは無料でお願いしていくと思っております。

以上です。

Q そもそも指定管理というのは、市役所の代わりにその指定管理者が市民のための公共施設を管理していくということで、その指定管理料2,900万円というのが出されているわけで、それで自分たちが行う自主事業でいかに有効的にうまく利益を出していくということが経営手腕になってくると思うんです。そういうことで、今まで下山委員とか小長谷委員が出されたですね、夏はもちろん今までどおり料金体系でお金を取って、それ以外はゲートを開けるといいますか、夜以降、管理上、19時なのか17時なのかそれをしっかりお話をされて管理をして、とにかく土肥の皆さんを中心とする市民の

皆さんに不利益が被らないようにぜひ、そうしないと、この指定管理って何だというふうになってしまうので、ぜひ話し合いをしていただいて、いい方向に進むように、話し合いをしっかりと、今みたいな提案された駐車料金のところをしっかりと皆さんに提示をしていただければ納得すると思うんで、その辺をしっかりとはっきり言っていただければなんて思うんですけれども。継続で打合せをしていくんでしょうけれども、こういう方向で進んでいくんだという強い意志を出していただけると非常にありがたいんですが、ちょっとお願いします。

A 指定管理者には、今、検討委員会にも出席をしてもらうようにお願いしていますし、提案書のほうにも、地元とは定期的に連絡調整会議みたいなものを行って、地元の皆さんとしっかりと話をしていくという提案がありますので、市はそこもしっかり参加して、地元の皆さんの意見を伺って、指定管理者とどうやっていこうかというところは協議をしていきます。

以上です。

Q よろしくをお願いします。

先ほど僕ね、駐車場のことを聞いたときに80台という形でおっしゃっていただいて、その後変更で160台と言ったんですよね。なぜこう倍も数字の値が違ったのか、その辺説明してください。そして、普通車と観光バスの台数もお願いします。

A まず、最初に80台とお答えさせていただいたのは、すみません、そちらは私のちょっと勘違いで、1か所のところだけ考えていて、全体で160台という、すみません、それは私の勘違いです。申し訳ございませんでした。

バスの区画線については、今のところはちょっと予定はないというところを聞いております。

以上です。

Q 観光バスの車線は予定していないということなんだけれども、観光バスというのはね、さっき言ったとおり時間短くて、観光と買物をいっぱいするんだよ。普通乗用車と違うんですよね。そういう面において、地元の人も大事だろうし、観光バスは絶対、車線作るべきだと思うよ。その辺はもう一度、審査会とかなんかで見直してください。

そしてもう一つ、1点ね、先ほどから地元の方というような形で幾つも答弁しているんですけれども、地元の方イコール市民の方でもよろしいんですか。

A 地元の方、土肥地区だけではなくて、伊豆市民の方の御意見も伺っていく……、ちょ

っとどういう形で伺っていくというのは今分からないんですけども、土肥地区の方だけという想定ではございません。

以上です。

Q もう一度確認させてください。

位置的にあそこの土肥のあの場所、戸田と松崎の間ということで、道の駅としても、位置的にも重要な場所になると思います。そんな中で、年中無休24時間開園という説明がありました。そのことと、先ほど来、議論になっていきます駐車場の管理ですけども、下山委員から夜間閉鎖という質問もありましたけれども、その辺の整合性考えたときに、24時間開園をどう担保していくか、あと警備上の問題もありますけれども、その辺の考えをお聞かせください。

A 松原公園、公園は年中無休の24時間開園という形なんですけれども、その防災、そういう警備の関係で、現状、無断で来て車中泊されて、ごみを置いて帰られるという方の対応といたしまして、ゲートというところも提案をいただいているところなんですけれども、そういうところで24時間、皆さんに使っていただくというところは前提でございまして、その防犯というんですかね、そこら辺の兼ね合いで、使用ができないというわけではございませんので、そこで無断宿泊等はなくすようなところは、ちょっと今後、指定管理者と検討していきたいと思います。

以上です。

Q 具体的な方法というのはまだ上がっていないんですか。

A 警備の面につきましては、指定管理者から、防犯カメラを設置するというところが提案されておりますので、防犯カメラのそういう防犯の関係と、指定管理者のほうでも、夜間警備するのか分からないんですけども、そういう警備体制も構築するという提案をされておりますので、そこで防犯等の構築のほうはしていただけるかなと思っております。

以上です。

Q あと、指定管理者の人員配置ですけども、夜間の配置は入っているんですか、考えられているんですか。

A 現段階では夜間の常駐というのは想定はされておられません。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) あり
(討 論) あり
(採 決) 挙手多数。原案可決。

【総合政策部関係】

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)	【所管科目】
------------------------------	--------

(補足説明) なし
(質 疑) なし
(委員外議員) なし
(討議、討論、採決) ほかの部の所管分と併せて行う。

【総務部関係】

議案第40号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)	【所管科目】
------------------------------	--------

(補足説明) なし
(質 疑) なし
(委員外議員) なし
(委員間討議) なし
(討 論) なし
(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第44号 伊豆市指定金融機関の指定について

(補足説明) なし
(質 疑)

Q 三島信用金庫からスルガ銀行に替わることだと思いますが、今後はこの2行……、2行というか1行といたら1行ですけれども、交代にやっていくような感じになるのかなというイメージしていますけれども、現状そういう認識でよろしいでしょうか。

A 前回の意向調査の結果、静岡銀行は条件が合わず、1回お休みということでスルガ銀

行、三島信用金庫の2行でやらせていただきまして、ここで1巡したものですから、1月に改めて意向調査を実施しました。そうしたところ3行、スルガ銀行、静岡銀行、三島信用金庫、この3行が受けますよとおっしゃってくれたんですが、やはり静岡銀行は派遣手数料等の手数料が前回と同じ条件等のものが上がってきたものですから、もう一度お休みいたしませんかということで、双方合意の下、1回お休みということでまとめていただきまして、スルガ銀行と三島信用金庫の2行で回させてもらう予定でおります。また1巡しましたら意向調査を改めてやる予定でございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【危機管理課関係】

議案第41号 伊豆市地域集会施設条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。